

原議保存期間10年  
(平成30年12月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付)  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁生環発第99号  
平成20年3月27日  
警察庁生活安全局生活環境課長

### 猟銃用火薬類の厳格な監督取締りについて (通達)

猟銃用火薬類に係る制度の在り方については、現在実施中の「銃砲行政の総点検」において検討中であるが、各都道府県警察において実施した「17万人/30万丁・総点検」の過程で、猟銃用火薬類に係る違反が多く認知されていることから、当面、現行の制度の運用にあっては以下の点に留意し、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、第1において提示等を求める書類については、今後関係団体等を通じて周知を図っていくこととしているが、これが徹底されるまでの期間中は、これらの書類(消費等計画書を除く。)の提示等がなくとも、口頭による聴取等の代替措置を柔軟にとるよう配慮されたい。また、各都道府県警察においても、これらの書類の提示等について、猟銃所持者に対する周知に努められたい。

#### 記

#### 第1 火取法上の許可事務を行うに当たっての留意点について

##### 1 許可申請があった際の聴取事項等について

##### (1) 譲受、輸入又は消費の許可申請があった場合

従来、譲受、輸入又は消費の許可申請時には猟銃用火薬類の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項に規定する書類の提示を求めてきたところであるが、今後は、これに加え、別添様式の消費等計画書の提出を求め、具体的な火薬類の消費及び購入等(申請に係るもの以外の火薬類の購入や無煙火薬等から実包を製造する場合を含む。)の計画等を確認すること。また、複数の猟銃を所持している者については、どの猟銃を使用するのか明らかにさせること。

さらに、前回の許可申請以後の火薬類の消費実績について、指定射撃場、大日本猟友会、日本ライフル射撃協会、日本近代五種・バイアスロン連合又は日本クレー射撃協会から証明を受けた書類(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第16条の2に規定する使用実績報告書に代えて提出させている書類)等を提示又はこれらの写しを提出させるなどして聴取すること。

また、前回の許可申請以後の火薬類の購入状況について、前回の許可時に交付した譲受許可証や猟友会の発行した無許可譲受票等を提示又はこれらの写しを提出させるなどして聴取すること。

##### (2) 譲渡の許可申請があった場合

従来、譲渡の許可申請時には申請書以外の書類の提出又は提示を求めていないとこ

ろであるが、今後は、許可証の提示を求め、申請者が猟銃の所持許可を受けていることを確認すること（ただし、所持許可が失効した後に残火薬を譲り渡そうとする場合等を除く。）。

また、譲渡目的欄には具体的な記載をするよう指導するとともに、必要に応じて譲り渡そうとする相手方に連絡してその内容を確認するなど、譲渡の目的について詳細に聴取等を行うこと。

## 2 申請を受けて審査する際の判断基準等について

### (1) 不許可とする場合

1 (1) 又は (2) により聴取しても譲受、輸入、消費又は譲渡の目的が明らかとならなかった場合は不許可とすること。

また、1 (1) で提出させた消費等計画書の内容を審査し、当該計画のとおり火薬類を取り扱った場合に、明らかに他の火取法の規定、特に貯蔵の制限（第11条）及び消費の制限（第25条）に抵触することとなる場合には、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、不許可とすること。

### (2) 申請数量の引下げを指導する場合（消費の許可を除く。）

1 (1) で提出させた消費等計画書の内容を審査し、他の火取法の規定に抵触する可能性が認められた場合、消費計画・消費実績に相応する数量を超える数量の許可申請があった場合又は火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の許可申請があった場合は、申請数量の引下げ等を行うよう指導すること。

なお、輸入の許可は、1回の輸入（陸揚げ）毎に必要なことから、火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の輸入許可申請があった場合には、原則として不許可とすること。

## 3 許可の具体的内容等について（譲受の許可を行う場合）

### (1) 許可の数量について

従来、一部府県においては最大10,000個の譲受許可をしているところであるが、今後は、原則として火薬庫外貯蔵の上限数量（実包又は空包であれば合計800個）を許可数量の上限とする。特に、過去に銃砲刀剣類所持等取締法又は火取法に違反した者については、厳格に取り扱うこと。

ただし、過去に相応の消費実績があり、購入、貯蔵及び消費を適切に行ってきたと認められる者であって、各種大会等の射撃選手等であるものが合宿等において練習のため短期間に多量の実包を消費するなど特に酌むべき事情がある場合は例外を認めることとする。

具体的には、火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の許可申請が初めてである場合には、申請数量に相応する過去の消費実績等が存在しないことから、原則として火薬庫外貯蔵の上限数量を許可数量の上限とする。

2回目以降の許可申請については、各種競技団体の構成員である場合に当該構成員であることを証明する書類の提出を求めるなどして多量の実包を譲り受ける必要性を確認するとともに、前回（必要に応じて前々回以前を含む。以下同じ。）の許可申請

時に提出した消費等計画書の記載内容と1（1）で聴取した前回の許可申請以降の消費実績及び購入実績とを照合するなどして、適切な購入、貯蔵及び消費を行っていたことを確認した上で、当該数量に応じた数量の許可を行うこと。ただし、この場合であっても、特段の事由がない限り、実包又は空包5,000個を上限として個別の事情に応じて許可数量を定めることが妥当である。

（2） 許可証の有効期限について

形式的に上限一杯の1年を有効期間として定めるのではなく、1で聴取した火薬類の消費計画等に応じて、必要と認める期間を有効期間として指定すること。

特に、（1）の特に酌むべき事情があるとして火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の許可を行う場合には、合宿等で短期間で集中的に消費するといった特別な事情があることを前提として許可するのであるから、許可証の有効期間は当該合宿の期間内に限るなどし、長くとも3か月から6か月程度を上限とすること。

（3） 許可の条件について

（1）の特に酌むべき事情があるとして火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の許可を行う場合には、「1日に引渡しを受ける数量は実包又は空包合計800個を超えてはならない。」等の条件を附して許可すること（射撃場において実包を購入し、その日のうちに消費すること等も想定されないわけではないが、通常の場合であればこのような条件が妥当であると考えられる。）。附した条件の内容は、譲受許可証の下部欄外に朱書しておくこと。

（4） 消費計画が変更になった場合の火薬類の処理に関する指導について

許可を行う際に、申請者に対し、将来消費計画に変更があり、火薬類に余剰が生じた場合には、猟友会等が主催する残弾処理のための射撃大会等で消費する又は廃棄するなどして消費の目的も目途もない不要の火薬類を貯蔵することのないよう指導すること。

特に、狩猟を目的とした譲受許可の申請者に対しては、猟期終了後に当該許可に係る実包等を貯蔵しておくことのないよう指導すること。

## 第2 火取法に規定する立入検査の対象及び実施上の留意点について

### 1 立入検査の対象場所について

従来、猟銃の所持許可を受けた者が自宅で実包等を火薬庫外貯蔵している場合に立入検査の対象となるか否か明確には示されていなかったところであるが、火取法の施行に必要な限度内であれば、個人のプライバシー等に十分配慮した上で、火取法第43条第2項の立入検査を行うことは可能であり、また行うべきであると解するので、今後は、火薬類による災害防止のため又は火取法第52条第4項に規定された意見具申を行うために必要な場合には、これらの場所にも立入検査を行うこと。

### 2 立入検査実施上の留意点について

個人の住居に対して立入検査を行う場合には、以下の点に留意して実施すること。

（1） 立入検査の必要性をよく検討すること。

すなわち、火薬類による災害の防止又は火取法第52条第4項にいう公共の安全

(第17条等と異なり、警察法第2条第2項にいう「公共の安全と秩序」と同様の意味であるとされている。)の維持のため必要があるか否かを具体的事例に即して検討すること。

例えば、800個以上の実包を火薬庫外貯蔵している、実包を居室に放置している、装弾ロッカーを設置した納屋の周辺に連日不審者が出没している等の風評や聞き込みを得た場合に立入検査を行うことが想定される。

(2) 火薬類の保管場所である蓋然性を確認してから立入検査を行うこと。

特に、無許可譲受、無許可消費のみを行っている者については、立入検査を行う時点において火薬類を保管しているか否か不明確であるから、十分注意すること。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6の立入検査を行う場合と同じく、関係者の承諾を得た場合又は危害予防上特に必要がある場合を除き、48時間以前にその旨を関係者に通告し、かつ、日出から日没までの時間内に行うこと。

(4) 居住者等に対し、立入検査の趣旨目的をよく説明し、同意を得て立ち入ること。

(5) 立入検査実施上必要のない居室等への立入は行わないこと。

### 第3 不要な実包等の貯蔵に関する指導について

銃砲一斉検査を行う際に、第1 1 (1)の現在の火薬類の貯蔵状況及び消費実績の聴取等を行い、消費の目的も目途もない不要の弾丸が貯蔵されていると認めたときには、当該貯蔵を行っている者に対し、遅滞なく猟友会等が主催する残弾処理のための射撃大会等で消費する又は廃棄すべきことを指導すること。

なお、すでに「30万人/17万丁・総点検」により点検を終了した者について重ねて本年中に点検を行うことまでは求めない。

その他、警察活動により、消費の目的も目途もない不要の弾丸が貯蔵されていることを認知した場合にも同様に指導を行うこと。

別記様式

火薬類消費等計画書

許可申請に係る火薬類の種類	
許可申請時点において火薬庫外貯蔵している 上記種類の火薬類の数量	

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
消費（購入）予定時期	消費（購入）予定数量	消費（購入）予定場所	備考

別記様式（記載例）

火薬類消費等計画書

許可申請に係る火薬類の種類	実包
許可申請時点において火薬庫外貯蔵している 上記種類の火薬類の数量	250個

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
消費（購入）予定時期	消費（購入）予定数量	消費（購入）予定場所	備考
許可後直ちに	実包 250個購入	〇〇銃砲店	
〇月〇日	実包 50個製造	自宅	無許可製造
〇月第〇週末	実包 500個消費	〇〇射撃場	別途消費許可申請 の予定 同行者 〇〇〇〇
〇月〇旬	実包 100個購入	〇〇銃砲店	
〇月〇旬	実包 50個消費	〇〇射撃場	無許可消費
〇月	実包 50個購入		別銃で使用する実包 別途譲受許可済み 自宅にて貯蔵予定
〇月			次回の譲受許可申請